

第2回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和2年8月20日(木)午後1時57分
閉 会 令和2年8月20日(木)午後2時25分
場 所 市役所北庁舎3階第3会議室

2 会議録署名委員

- 4番 菊池 伸明 委員 7番 平田 佳子 委員
12番 市川 耕作 委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 筒井 敏彦 委員 | 2番 松村 昌治 委員 |
| 4番 菊池 伸明 委員 | 6番 石川 孝治 委員 |
| 7番 平田 佳子 委員 | 8番 住崎 岩衛 委員 |
| 9番 小林 茂 委員 | 10番 大室 正行 委員 |
| 12番 市川 耕作 委員 | 13番 澤井 正 委員 |
| 14番 伊藤 久夫 委員 | 15番 千金 楽千詠 委員 |
| 17番 志水 清隆 委員 | 18番 榎本 重雄 委員 |

3 出席を要さない委員

- | | |
|--------------|---------------|
| 3番 堀江 甚貴 委員 | 5番 高木 一郎 委員 |
| 11番 小牧 直子 委員 | 16番 岡田 正宏 委員 |
| 19番 石坂 成雄 委員 | 20番 戸井田 昭次 委員 |

4 議 長

- 12番 市川 耕作 委員(会長)

5 事務局(説明員)

小柴靖也局長 佐伯洋子事務職員 榎澤有一事務職員 林光夫事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 農地の権利移転許可申請について (農地法第3条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 5 第3号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 6 第4号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 第6号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 9 その他
 - (1) 府中市農業委員会委員名簿
 - (2) 8月度の活動報告について
 - (3) 次回の総会開催日
 - (4) その他

午後 1 時 5 7 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは。定刻少し前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第 2 回府中市農業委員会総会を開会します。

改めまして、これから 3 年間よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大のため出席委員さんを少なくしております。

出席者は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）

ご異議がないようですので、会期は本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、4 番、菊池委員さん、7 番、平田委員さんをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、感染リスクの低減を図りたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていることから、省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第 1 号議題 農地の権利移転許可申請について」を議題とします。申請件数は 1 件です。

第 1 号議題の説明文

第 1 号議題、農地の権利移転許可申請について、農地法第 3 条関係。

第 1 項、申請者、譲受人は四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、申請者、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、2 4 7 平方メートル。申請日は令和 2 年 8 月 7 日。4 の譲受人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は 2, 0 8 9 平方メートル。5 の譲受人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は 2, 3 3 6 平方メートル。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

○議長（市川委員） 本件の現地確認は私です。8 月 1 6 日に現地に行きました。

本件は相続による権利移転で、譲受人の自宅、畑が当該地の東側に位置していて、

農地として一体で使用できますので、問題ないと思います。

他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本件は許可することにいたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は矢崎町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、矢崎町〇の〇〇の〇、360平方メートル。届出書が到達した日は令和2年8月4日、転用の目的は共同住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地確認は小林委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、第1項、小林委員さん如何ですか。

○委員（小林委員） はい、8月14日に現地確認に行きましたが、すでに工事が始まっており、問題はないと思います。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は6件です。事務局からお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は西東京市東伏見〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は矢崎町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は矢崎町〇の〇〇の〇、436平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年7月20日、転用の目的は建売住宅6棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は調布市東つつじヶ丘〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇の〇〇，〇〇，〇〇の合計3筆、328.74平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年7月20日、転用の目的は建売住宅3棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。

第3項、譲受人は矢崎町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は矢崎町〇の〇の〇、181平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年7月27日、転用の目的は会社の敷地拡張となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。

以上の第1項から第3項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

第4項、譲受人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇〇〇、譲渡人は若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は若松町〇の〇〇の〇〇，〇〇の合計2筆、169平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年7月14日、転用の目的は建売住宅4棟となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

第5項、譲受人は西東京市北原町〇の〇の〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は日新町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、507平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和2年8月3日、転用の目的は建売住宅6棟となっています。

10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第6項、譲受人は四谷〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇，〇〇の合計2筆、257平方メートル。届出書が到達した日は令和2年8月7日、転用の目的は会社の敷地となっています。

12ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第5条関係。

第1項から第3項の現地確認は小林委員さんをお願いしています。

第4項は大室委員さんをお願いしています。

第5項は石川委員さんをお願いしています。

第6項は市川会長さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、第1項から第3項小林委員さん如何ですか。

○委員（小林委員） 8月14日に確認に行きました。第1項は工事のための整地が始まっていた。第2項、第3項とも草が若干生えていましたが問題ありません。

○議長（市川委員） 第4項、大室委員さん如何ですか。

○委員（大室委員） はい、8月11日に現地に行きました。ブルーベリーが数本植えてあり、後は駐車場の跡になっていて、特に問題はありません。

○議長（市川委員） はい、第5項、石川委員さん如何ですか。

○委員（石川委員） はい、8月17日に現地に行きました。草が生えていましたが問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第6項は私です。現地は先ほどの第1号議題の東側の道路に接するところで、南側の会社の資材置場が遠いので、近い当該地を購入することによって問題はありません。

他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第6項の報告を了承することといたします。

次に、「第4号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願いの件数は1件です。事務局からお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人は調布市下石原〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は紅葉丘〇の〇〇の〇、畑、1,542平方メートルの内の1,492平方メートル。

2ページから4ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田

委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしていましたが、本日は出席しておりませんので、事前に現地確認の結果報告をいただいております、きれいに耕作されていて問題ないとのことでございます。以上よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、本件は、ただ今事務局報告のとおりです。

他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本件は証明することといたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願いの件数は4件です。事務局から申し上げます。

第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成29年7月5日から令和2年7月13日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は矢崎町〇の〇の〇、〇、〇、清水が丘〇の〇の〇、〇、是政〇の〇〇の〇、〇〇、〇の〇の〇、〇〇、〇〇、〇の〇、〇の合計12筆、田と畑を合わせて5,880平方メートル。

第2項、次の者が平成29年7月28日から令和2年7月19日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国分寺市東元町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は栄町〇の〇〇の〇、〇〇の〇の合計2筆、畑、3,344.95平方メートル。

2ページに移りまして、第3項、次の者が平成29年8月8日から令和2年8月3日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は若松町〇の〇〇の〇〇、〇〇の〇、〇、〇の合計4筆、畑、735平方メートル。

第4項、次の者が平成29年9月8日から令和2年8月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は西府町〇の〇の〇、〇、〇の合計3筆、畑、702平方メートル。

3から10ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営

に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。

11から13ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

14から16ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、キウイ等を生産しています。

17ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

18から22ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

23ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

24から26ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、柿、各種野菜を生産しています。

27ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第2項は菊池委員さんをお願いしています。

第3項は大室委員さんをお願いしています。

第4項は石川委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、11ページ左側の当該地だけお米を作っていて、それ以外はいろいろな野菜を作っています。きれいに耕作され、全く問題はありません。

○議長（市川委員） はい、第2項、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員） はい、ここは何度か見に行っていますが、キウイや柿を作っています。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第3項、大室委員さん如何ですか。

○委員（大室委員） はい、8月8日に現地に行きました。各種野菜を作っていて問題ありません。

○議長（市川委員） はい、第4項、大室委員さん如何ですか。

○委員（大室委員） はい、8月17日に現地に行きました。いろいろな野菜を作っていて問題ありません。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第4項は証明することといたします。

次に、「第6号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。

本件の説明のため公園緑地課の職員の方が見えていますので、早速お願いします。

○公園緑地課（轟課長） 皆さまこんにちは、公園緑地課長の轟です。

生産緑地地区の変更案の説明の前に、農業委員会委員の改選がございましたので、生産緑地事務局として、一言ごあいさつ申し上げます。

特定生産緑地の指定手続きにきましては、本年7月から受付を開始したところでございます。受付の期日は来年3月末日を予定しております。

提出に際しては、新型コロナウイルスの感染防止を考慮して、郵送による提出をお願いするなどご不便をお掛けしております。

郵便で349通を発送したところ、現在約90通の申請をいただいております。おかげさまで、現在のところ、特に混乱などなく、順調に申請をお受けしているところでございます。

委員の皆様におかれましては、お気づきの点やご心配な点などがございましたら、ご連絡いただければ、対応させていただきますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

○公園緑地課（能渡係長） それでは、第6号議題「府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更」につきまして、ご説明させていただきます。

現在、生産緑地の削除及び追加指定をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

追加指定の申請は、今回の都市計画変更分として、昨年6月から本年5月末まで受付、令和元年7月6日に農業委員会土地利用部会の皆様に現地調査を、令和元年7月17日には、農業委員会から農地に該当している旨の回答をいただいております。

削除については、昨年11月から本年3月末までに買取りの申し出があったものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、9月上旬に東京都協議の手続き、その後公告・縦覧を行い、本年11月に予定されております府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。

つきましては、本日ご説明する内容は、縦覧前のものとなり、お配りしております図面は、本委員会終了後回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の面積は、約94.55ヘクタールになります。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となるのは5件で、面積は約6,600平方メートルです。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、追加となるのは5件で、面積は約2,010平方メートルになります。

続きまして、3ページは、新旧対照表と変更概要となっております。

下段の表「変更概要」をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、441件から441件で増減はありません。

面積は約95.01ヘクタールから約94.55ヘクタールとなり、約0.46ヘクタールの減となります。

続きまして、変更となる個々の地区について、計画図にてご説明いたします。

はじめに、4ページの計画図、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分が既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。

それでは、図面中央をご覧ください。

番号〇〇、地区名、朝日町地区。

都立武蔵野の森公園の北側、人見街道の南側に位置し、令和元年10月31日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約750平方メートルを削除するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。

番号〇〇〇、地区名、押立町地区。

稲城大橋料金所の東側、押立町公園の南西側に位置し、令和2年3月25日に主た

る従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約920平方メートルを削除するものです。

続きまして、6ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。

番号〇〇〇、地区名、矢崎町地区。

郷土の森公園交通遊園の北側に位置し、令和2年2月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,400平方メートルを削除するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。はじめに、右下の凡例をご覧ください。緑の塗りつぶし部分は今回追加を行う区域となっております。図面右側をご覧ください。

番号〇〇〇、地区名、南町地区。

新田川緑道の北側、かえで通りの西側に位置し、地区の一部、約310平方メートルを追加するものです。

次に、図面左側をご覧ください。

番号〇〇〇、地区名、南町地区。

南町公園の南側に位置し、令和元年10月28日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約2,420平方メートルを削除するものです。

続きまして、8ページをご覧ください。図面右側をご覧ください。

番号〇〇〇、地区名、美好町地区。

美好町通りと旧甲州街道との交差点から北西側に位置し、地区の全部、約450平方メートルを追加するものです。

次に、図面左側をご覧ください。

番号〇〇〇、地区名、本宿町地区。

西保育所の南西側に位置し、地区の一部、約490平方メートルを追加するものです。

続きまして、9ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。

番号〇〇〇、地区名、住吉町地区。

小野宮公園の東側に位置し、地区の一部、約440平方メートルを追加するものです。

続きまして、10ページをご覧ください。図面右側をご覧ください。

番号〇〇〇、地区名、日新町地区。

日新町公園の北側、くすのき通りの西側に位置し、令和2年2月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、1,110平方メートルを削除するものです。

次に、図面左側をご覧ください。

番号〇〇〇、地区名、日新町地区。

都立府中西高校の南東側に位置し、地区の一部、約320平方メートルを追加するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（市川委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ありますでしょうか。

(…)

特にないようですので、本件は了承することといたします。

ここで、公園緑地課職員の皆さんは退席しますので、少しお待ちください。

(公園緑地課職員退席)

○議長（市川委員） はい、それでは、「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事務局からの説明は省略して、ご質問等あればお願いたします。

まず(1)「府中市農業委員会委員名簿について」ですが、これはご確認いただいていると思いますが、何かありますか。

(…)

ないようですので、次の(2)「8月度活動報告について」ですが何かありますか。

(…)

次に、(3)の「次回の総会開催日」ですが、9月25日、金曜日、午後2時から第5会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に、(4)のその他ですが委員さんから何かありますか。

(…)

なければ、事務局から何かありますか。

(…)

それでは、本日の「第2回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきますが、次回も今回と同様、新型コロナウイルス感染が高いレベルで続くと思われるので、出席委員さんの人数を開催要件を満たす程度に抑制したいと考えていますので、ご理解

をお願いします。本日はありがとうございました。

午後 2 時 2 5 分閉会